

小金井市地域防災計画

平成 27 年 2 月

【令和 2 年 1 月一部修正】

小金井市防災会議

<目 次>

震災編

第1部 災害に強い小金井市を目指して

第1章 計画の方針	第1部	1
第1節 計画の目的及び前提	第1部	1
第2節 計画の構成	第1部	1
第3節 計画の習熟	第1部	3
第4節 計画の修正	第1部	3
第5節 地区防災計画	第1部	3
第6節 他の法令に基づく計画との関係	第1部	3
第2章 市の概況	第1部	4
第1節 自然的条件	第1部	4
第2節 社会的条件	第1部	6
第3章 被害想定及び防災アセスメント	第1部	12
第1節 首都直下地震による東京の被害想定	第1部	12
第2節 防災アセスメント	第1部	16
第3節 小金井市における防災上の課題	第1部	23
第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）	第1部	26
第1節 「目標1 死者を6割以上減少させる」	第1部	26
第2節 「目標2 避難者を6割以上減少させる」	第1部	28
第3節 「目標3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する」	第1部	29
第4節 「目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する」	第1部	29
第5節 「目標5 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する」	第1部	30
第5章 市、市民及び事業者の基本的責務	第1部	31
第1節 基本理念	第1部	31
第2節 基本的責務	第1部	31
第6章 市、都及び関係防災機関等の役割	第1部	33
第1節 市	第1部	33
第2節 都	第1部	33
第3節 自衛隊	第1部	35
第4節 指定地方行政機関	第1部	35
第5節 指定公共機関	第1部	36
第6節 指定地方公共機関	第1部	37
第7節 協力機関等	第1部	38
【初動期における各部（課）の重点災害応急対策】	第1部	41

第2部 施策ごとの具体的計画(予防対策・応急対策・復旧対策)

第1章 市民と地域の防災力の向上	第2部	1-1
基本的な考え方	第2部	1-1
予防対策	第2部	1-7
第1節 自助による市民の防災力の向上	第2部	1-7
第2節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）	第2部	1-12
第3節 事業所防災体制の強化	第2部	1-14
第4節 大学等防災体制の強化	第2部	1-16
第5節 ボランティア等との連携・協働	第2部	1-17
第6節 行政・事業者・市民等の連携	第2部	1-21
第7節 消防団の活動体制の充実	第2部	1-22
応急対策	第2部	1-24
第1節 自助による応急対策の実施	第2部	1-24
第2節 地域による応急対策の実施	第2部	1-24
第3節 事業者による応急対策の実施	第2部	1-25
第4節 応急対策における大学等と地域の連携	第2部	1-25
第5節 ボランティア等との連携・協働	第2部	1-26
第6節 消防団による応急対策の実施	第2部	1-29
第2章 地震に強い都市づくり	第2部	2-1
基本的な考え方	第2部	2-1
予防対策	第2部	2-9
第1節 地震に強い都市づくり	第2部	2-9
第2節 建築物の耐震化、安全対策の促進	第2部	2-15
第3節 出火、延焼等の防止	第2部	2-21
応急対策	第2部	2-32
第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止	第2部	2-32
第2節 消火、危険物対策	第2部	2-35
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第2部	3-1
基本的な考え方	第2部	3-1
予防対策	第2部	3-7
第1節 交通関連施設の安全化	第2部	3-7
第2節 ライフライン施設の安全化	第2部	3-10
第3節 エネルギー・燃料の確保	第2部	3-15
応急対策	第2部	3-17
第1節 道路・橋梁	第2部	3-17
第2節 鉄道施設	第2部	3-19

第3節 ライフライン施設	第2部 3-22
復旧対策	第2部 3-27
第1節 道路・橋梁	第2部 3-27
第2節 鉄道施設	第2部 3-27
第3節 ライフライン施設	第2部 3-27
第4章 本部体制及び応急対応力の強化	第2部 4-1
基本的な考え方	第2部 4-1
予防対策	第2部 4-7
第1節 初動対応態勢の整備	第2部 4-7
第2節 事業継続計画の策定	第2部 4-8
第3節 救助・救急体制の整備	第2部 4-9
第4節 自治体間等の連携体制の強化	第2部 4-10
第5節 被災地等支援体制の整備	第2部 4-11
第6節 応急活動拠点等の整備	第2部 4-11
応急対策	第2部 4-13
第1節 初動態勢	第2部 4-13
第2節 救助・救急対策	第2部 4-33
第3節 応援協力・派遣要請	第2部 4-34
第4節 被災地等支援対策	第2部 4-40
第5章 情報通信の確保	第2部 5-1
基本的な考え方	第2部 5-1
予防対策	第2部 5-7
第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	第2部 5-7
第2節 住民等への情報提供体制の整備	第2部 5-9
第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備	第2部 5-10
応急対策	第2部 5-12
第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制 (警報及び注意報等の第一報)	第2部 5-12
第2節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)	第2部 5-12
第3節 被害状況等の報告体制	第2部 5-14
第4節 警報及び注意報の発表・伝達	第2部 5-17
第5節 広報及び広聴活動	第2部 5-17
第6節 災害時の放送要請	第2部 5-21
第7節 住民相互の情報連絡等	第2部 5-22
第6章 医療救護等対策	第2部 6-1
基本的な考え方	第2部 6-1
予防対策	第2部 6-7

第1節	初動医療体制の整備	第2部	6-7
第2節	医薬品・医療資器材の確保	第2部	6-11
第3節	医療施設の基盤整備	第2部	6-11
第4節	遺体の取扱い	第2部	6-12
応急対策		第2部	6-14
第1節	初動医療体制	第2部	6-15
第2節	医薬品・医療資器材の供給	第2部	6-26
第3節	医療施設の確保	第2部	6-29
第4節	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	第2部	6-29
復旧対策		第2部	6-34
第1節	防疫活動の確立	第2部	6-34
第2節	火葬等	第2部	6-35
第7章 帰宅困難者対策		第2部	7-1
基本的な考え方		第2部	7-1
予防対策		第2部	7-7
第1節	帰宅困難者対策条例の周知徹底	第2部	7-7
第2節	帰宅困難者への情報通信体制整備	第2部	7-12
第3節	一時滞在施設の確保	第2部	7-13
第4節	徒歩帰宅支援のための体制整備	第2部	7-13
応急対策		第2部	7-15
第1節	駅周辺での混乱防止対策	第2部	7-15
第2節	事業所等における帰宅困難者対策	第2部	7-19
復旧対策		第2部	7-21
第1節	徒歩帰宅者の代替輸送	第2部	7-21
第2節	徒歩帰宅者の支援	第2部	7-22
第8章 避難者対策		第2部	8-1
基本的な考え方		第2部	8-1
予防対策		第2部	8-7
第1節	避難体制の整備	第2部	8-7
第2節	避難行動要支援者の支援体制の構築	第2部	8-9
第3節	避難場所、避難所等の指定・安全化	第2部	8-10
第4節	避難所の管理運営体制の整備	第2部	8-13
応急対策		第2部	8-15
第1節	避難誘導・安否確認	第2部	8-15
第2節	避難所の開設・運営	第2部	8-18
第3節	ボランティアの受入れ	第2部	8-22
第4節	被災者の他地区への移送	第2部	8-22

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進	第2部	9-1
基本的な考え方	第2部	9-1
予防対策	第2部	9-7
第1節 水・食料・生活必需品等の確保	第2部	9-7
第2節 備蓄スペース及び輸送拠点の確保	第2部	9-10
第3節 輸送車両等の確保	第2部	9-11
応急対策	第2部	9-13
第1節 水・食料・生活必需品等の供給	第2部	9-13
第2節 物資の調達・輸送	第2部	9-17
復旧対策	第2部	9-19
第1節 多様なニーズへの対応	第2部	9-19
第2節 炊き出し	第2部	9-19
第3節 水の安全確保	第2部	9-19
第4節 生活水の確保	第2部	9-19
第5節 物資の輸送	第2部	9-20
第10章 放射性物質対策	第2部	10-1
基本的な考え方	第2部	10-1
予防対策	第2部	10-5
第1節 情報伝達体制	第2部	10-5
第2節 市民への情報提供等	第2部	10-5
第3節 放射線等使用施設	第2部	10-6
応急対策	第2部	10-7
第1節 情報伝達体制	第2部	10-7
第2節 市民への情報提供等	第2部	10-7
第3節 放射線等使用施設の応急措置	第2部	10-7
第4節 核燃料物質等運搬中の事故	第2部	10-8
復旧対策	第2部	10-10
第1節 保健医療活動	第2部	10-10
第2節 放射性物質への対応	第2部	10-10
第3節 風評被害への対応	第2部	10-11
第11章 住民の生活の早期再建	第2部	11-1
基本的な考え方	第2部	11-1
予防対策	第2部	11-7
第1節 生活再建のための事前準備	第2部	11-7
第2節 トイレの確保及びし尿処理	第2部	11-7
第3節 ごみ処理	第2部	11-8
第4節 がれき処理	第2部	11-9

第5節	災害救助法等	第2部	11-9
第6節	応急教育・応急保育	第2部	11-9
応急対策		第2部	11-11
第1節	被災建築物の応急危険度判定	第2部	11-11
第2節	被災宅地の応急危険度判定	第2部	11-12
第3節	住家・非住家被害認定調査等	第2部	11-13
第4節	義援金品の受付・募集	第2部	11-15
第5節	トイレの確保及びし尿処理	第2部	11-15
第6節	ごみ処理	第2部	11-16
第7節	がれき処理	第2部	11-18
第8節	土石、竹木等の除去	第2部	11-20
第9節	災害救助法の適用	第2部	11-21
第10節	激甚災害の指定	第2部	11-25
第11節	応急教育	第2部	11-27
第12節	応急保育	第2部	11-29
第13節	災害時出納	第2部	11-30
復旧対策		第2部	11-31
第1節	被災住宅の応急修理	第2部	11-31
第2節	応急仮設住宅の供給	第2部	11-32
第3節	義援金品の受付・募集・配分	第2部	11-34
第4節	被災者の生活確保	第2部	11-36
第5節	中小企業への融資	第2部	11-41
第6節	農業関係者への融資	第2部	11-41
第7節	労働力の確保	第2部	11-42
第8節	がれき処理の実施	第2部	11-42
第9節	災害救助法の運用	第2部	11-44
第10節	災害時の予算執行、契約及び出納	第2部	11-46

第3部 災害復興計画

第1章	復興の基本的考え方	第3部	1
第2章	復興組織・体制の整備	第3部	3
第3章	災害復興総合計画の策定	第3部	5
第1節	災害復興基本方針の策定	第3部	5
第2節	災害復興総合計画の策定	第3部	5
第3節	特定分野計画の策定	第3部	5
第4節	災害復興総合計画策定のスケジュール	第3部	6
第4章	地域力を活かした分野別の復興プロセス	第3部	7

第1節 復興の全体像	第3部	7
第2節 都市の復興	第3部	7
第3節 暮らしの復興	第3部	9
第4節 住宅の復興	第3部	9
第5節 雇用の確保・産業の復興	第3部	10
第6節 被災者総合相談所の設置	第3部	10

第4部 東海地震事前対策

第1章 東海地震事前対策の考え方	第4部	1
第1節 東海地震事前対策の目的	第4部	1
第2節 基本的な考え方	第4部	1
第2章 市、都及び関係防災機関の役割	第4部	3
第3章 災害予防対策	第4部	4
第1節 東海地震に備え整備する事業	第4部	4
第2節 広報及び教育	第4部	4
第3節 事業所に対する指導	第4部	6
第4節 防災訓練	第4部	9
第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から		
警戒宣言が発せられるまでの対応措置	第4部	11
第1節 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応	第4部	13
第2節 東海地震注意情報発表時の対応	第4部	13
第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	第4部	15
第4節 注意情報時の混乱防止措置	第4部	15
第5章 警戒宣言時の応急活動態勢	第4部	18
第1節 活動態勢	第4部	18
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	第4部	20
第3節 消防、危険物対策	第4部	23
第4節 警備、交通対策	第4部	25
第5節 公共輸送対策	第4部	27
第6節 学校、病院、福祉施設対策	第4部	30
第7節 高層建築物、集会施設等対策	第4部	33
第8節 電話、通信対策	第4部	33
第9節 電気、ガス、上・下水道対策	第4部	35
第10節 生活物資対策	第4部	37
第11節 金融対策	第4部	38
第12節 避難対策	第4部	38
第13節 救援・救護対策	第4部	40

第6章 市民・事業所等のとるべき措置	第4部	41
第1節 市民のとるべき措置	第4部	41
第2節 自主防災組織等のとるべき措置	第4部	42
第3節 事業所のとるべき措置	第4部	43

風水害編

第1部 風水害に強い小金井市を目指して

第1章 計画の方針	風水害編	1-1
第1節 計画の目的及び前提	風水害編	1-1
第2章 市の概況と風水害	風水害編	1-2
第1節 市の概況	風水害編	1-2
第2節 風水害の概況	風水害編	1-2

第2部 災害予防計画

第1章 洪水対策（総合的な治水対策）	風水害編	2-1
第2章 がけ崩れ対策等	風水害編	2-2
第1節 がけ崩れ対策等	風水害編	2-2
第2節 土砂災害防止法	風水害編	2-3
第3章 都市型水害対策	風水害編	2-4
第1節 基本的な考え方	風水害編	2-4
第2節 総合治水対策の推進	風水害編	2-4
第3節 洪水情報の提供	風水害編	2-5
第4節 洪水ハザードマップ等の作成・公表	風水害編	2-6
第5節 避難体制等の整備・確立	風水害編	2-6
第4章 ライフライン施設及び道路、交通施設対策	風水害編	2-8
第5章 地域防災力の向上	風水害編	2-9
第1節 市民等の役割	風水害編	2-9
第2節 自主防災組織等の強化	風水害編	2-9
第3節 事業所防災体制の強化	風水害編	2-9
第6章 訓練計画	風水害編	2-10

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制の確立	風水害編	3-1
第1節 職員の参集・配備及び本部の設置基準	風水害編	3-1
第2節 公共空間の使用調整	風水害編	3-3

第2章	情報の収集・伝達	風水害編 3-4
第1節	情報収集態勢	風水害編 3-4
第2節	情報連絡態勢	風水害編 3-4
第3節	災害予警報等の伝達	風水害編 3-4
第3章	水防及び土砂災害対策	風水害編 3-9
第1節	水防対策	風水害編 3-9
第2節	浸水対策	風水害編 3-16
第3節	土砂災害対策	風水害編 3-16
第4章	避難勧告・避難指示等	風水害編 3-17
第1節	避難態勢	風水害編 3-17
第2節	避難勧告等の判断・伝達	風水害編 3-18

危機管理(大規模事故等)編

第1章	計画の目的、対象	危機管理編 1
第1節	計画の目的	危機管理編 1
第2節	対象とする危機	危機管理編 1
第2章	市の危機管理体制	危機管理編 2
第1節	危機に対する組織体制	危機管理編 2
第2節	危機管理対策本部	危機管理編 3
第3節	初動態勢	危機管理編 4
第4節	危機管理対応計画の作成	危機管理編 6
第3章	航空機事故	危機管理編 7
第1節	想定される災害	危機管理編 7
第2節	応急対策	危機管理編 7
第4章	ガス事故	危機管理編 10
第1節	想定される災害	危機管理編 10
第2節	予防対策	危機管理編 10
第3節	応急対策	危機管理編 10
第5章	大規模停電	危機管理編 12
第1節	想定される災害	危機管理編 12
第2節	予防対策	危機管理編 12
第3節	応急対策	危機管理編 12
第6章	大規模断水等	危機管理編 14
第1節	想定される災害	危機管理編 14
第2節	応急対策	危機管理編 14

第7章 大雪対応	危機管理編	16
第1節 想定される災害	危機管理編	16
第2節 応急対策	危機管理編	16
第8章 NBC災害	危機管理編	17
第1節 予防対策	危機管理編	17
第2節 応急対策	危機管理編	17

索引

<注 釈>

1 本文中における部長職の読み替え

- (1) 部長職のうち、「危機管理担当部長」については、「総務部長」と読み替える。
- (2) 「税務担当部長」「まちづくり担当部長」については、削除して読み替える。

2 本文中における医療救護所の読み替え

「医療救護所」については、「緊急医療救護所」と読み替える。

3 本文中における三類型の避難勧告等の読み替え

- (1) 三類型の避難勧告等のうち、「避難準備（要配慮者避難情報）」については、「避難準備・高齢者等避難開始」と読み替える。
 - (2) 同様に「避難指示」については、「避難指示（緊急）」と読み替える。
-